

地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

都市部から地方への移住を促進する国の制度「地域おこし協力隊」。個性溢れる隊員自らが活動を紹介するシリーズ！

《問合せ》環境経済課 ☎21-9096

vol.14

高校生が盛り上がる町に

家族とともに竹野へ移住

協力隊になる前は大阪と東京で映像制作の仕事をしていましたが、多忙で家族との時間を持てず、病気の娘の手術にも立ち会えない状況でした。自分のキャリアや夢のために家族を犠牲にしていることに疑問を感じ、環境を変えようと決意しました。そんな中、豊岡、竹野を知り「海の近くで家族と過ごしたい」と希望を抱いて、家族とともに竹野へ移住しました。移住後は、「幸せ」としてかみ締めています。

権 赫賛

韓国生まれ大阪育ち。韓国語も話せるバイリンガル。韓国の某映画監督に弟子入りし、本格的に映像技術や編集技術を学ぶ。独立後、映像制作の現場を経て、2021年5月に豊岡に移住。



町の課題に向き合って

竹野に移住後、町の中に高校生がいけないことに気付きました。厳密に言えば「いる」のですが、まるで透明人間のようで、この現状を深刻に捉えるようになりました。

今、高校生を透明人間のまま大人が「見えていないふり」を続けると、いつかの未来、町は多大な損失を受けることになりそうです。町の担い手である若者に関心を注ぎ、若者が自らの可能性に気付いてポテンシャルを引き出せる機会を作ることが、若者にとっても町にとっても必要なことだと思います。

思います。

コミュニティの場を作る

まずは、高校生にとって「居てもいい自分の場所」を作り、集う高校生の存在を確認することから始めています。

高校生が集まればさまざまなアイデアが生まれ、そこに町の大人が加われば、チャンスと可能性が広がり、行動が引き起こされます。その行動を通して経験するトライアンドエラーの反復により、高校生とその周りの大人が成長し、結果として個人と社会の未来が良いものになり得ていくのだと考えています。「高校生が盛り上がり、豊岡が盛り上がる」という仮説を協力隊の期間中に実証できるように努めていきたいです。



▲子ども達と過ごす日常

市の鳥獣害対策員が紹介する

鳥獣害対策のイベント 中小型哺乳類の被害対策

No.2



シカなどの集落柵を設置すると、タヌキ、ハクビシン、アライグマなどの中小型哺乳類による農作物被害や家屋侵入が増えます。

まうと非常に厄介なことになるので、そうなる前に対処することが必要です。

これらによる農作物被害を防ぐには、獣種の特定はあまり重要ではありません。すべての小動物に共通して効果が高いのは電気柵です。低く（10センチ間隔ぐらい）、二段に張るのが効果的です。その際には通電性の高い防草シートを敷くなどして、4千V以上の電圧を維持してください。前回（広報とよおか5月号）紹介したワイヤーメッシュと電気の複合柵でしたら、シカやイノシシ、サルなどにも効果的です。

近年、中型哺乳類による車のケーブルの損壊が起こっています。これは鳥などを仕留めるところがない時にエンジンルームに侵入を試みることで発生します。侵入の際に邪魔なケーブルをかみ切ってしまうからです。極めてまれで偶発的な事案であるため対策が困難です。

《問合せ》農林水産課 ☎23-1127

家屋侵入の場合は侵入経路を特定し、それをふさぐことが重要です。捕獲してもまた他の個体が入ります。ふさぐ際には家屋内に動物が残っていないか必ず確認してください。家屋内で子供を産んでし



▲市内では市街地を中心に数が増えているアライグマ

今年度は後期高齢者医療被保険者証を2回お届けします

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(医療費の自己負担割合が3割の方)を除き、医療費の自己負担割合が2割になることに伴い、今年度は2回保険証をお届けします。
※有効期限の過ぎた被保険者証は、窓口へ返却するか破棄してください。

【1回目】7月にお届けする保険証

- ・有効期間が短く、令和4年9月30日までの保険証です。
- ・この保険証には2割負担の記載はありません。(令和4年10月1日以降、2割負担に該当する方でも1割負担の保険証を交付します)

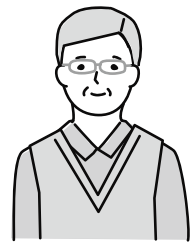
【2回目】9月にお届けする保険証

- ・有効期間は令和5年7月31日までです。
- ・2割負担に該当する方は「一部負担金の割合2割」と記された保険証をお届けします。
- ・1割負担、3割負担の方に対しても再度、有効期間を更新した保険証をお届けします。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の送付

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちで、8月以降も引き続き交付対象となる方には、7月に被保険者証と一緒に送付します。8月1日以降の受診の際は、新しい被保険者証等を医療機関等の窓口で提示してください。

また、8月から新たに交付対象となる方は、市の担当窓口で申請が必要です。どちらの認定証も有効期限が令和5年7月31日となっていますので破棄しないよう注意してください。



10月1日から一定以上の所得のある方は2割負担になります

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者*	3割	現役並み所得者*	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

※現役並み所得者(3割負担)の条件は変わりありません。

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

▶対象となる方

同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、年金収入とその他の合計所得金額を合わせて320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の方。

自己負担割合が2割になる方への配慮措置

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げによる負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、事前に登録されている金融機関の口座に後日払い戻します。

なお、2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月頃に兵庫県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合が1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合が2割のとき ②	10,000円
負担増③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し額 (③-④)	2,000円

令和4年度後期高齢者医療保険料額を通知

令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します。

保険料は、被保険者一人一人が支払います。年間の保険料は、一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料は被保険者ごとの世帯状況と所得状況によって異なります。

《問合せ》市民課 ☎21-9061 または 各振興局市民福祉課